

品川区特定保育所運営費助成要綱

制定 改正	昭和 54 年 8 月 8 日	区長決定	
	昭和 55 年 2 月 28 日		昭和 55 年 3 月 27 日
	昭和 55 年 6 月 1 日		昭和 55 年 10 月 1 日
	昭和 56 年 2 月 1 日		昭和 56 年 6 月 29 日
	昭和 57 年 1 月 19 日		昭和 57 年 6 月 4 日
	昭和 58 年 7 月 21 日		昭和 59 年 2 月 7 日
	昭和 59 年 7 月 10 日		昭和 60 年 2 月 1 日
	昭和 60 年 4 月 1 日	要綱第 197 号	昭和 60 年 6 月 7 日 要綱第 284 号
	昭和 61 年 3 月 3 日	要綱第 5 号	昭和 61 年 6 月 3 日 要綱第 27 号
	昭和 62 年 1 月 20 日	要綱第 3 号	昭和 62 年 6 月 10 日 要綱第 41 号
	昭和 63 年 1 月 11 日	要綱第 1 号	昭和 63 年 6 月 3 日 要綱第 25 号
	平成元年 1 月 26 日	要綱第 2 号	平成元年 7 月 7 日 要綱第 44 号
	平成 2 年 1 月 26 日	要綱第 3 号	平成 2 年 2 月 28 日 要綱第 6 号
	平成 2 年 7 月 30 日	要綱第 55 号	平成 3 年 3 月 8 日 要綱第 9 号
	平成 3 年 7 月 11 日	要綱第 50 号	平成 4 年 1 月 31 日 要綱第 2 号
	平成 4 年 6 月 29 日	要綱第 53 号	平成 5 年 1 月 30 日 要綱第 5 号
	平成 5 年 7 月 14 日	要綱第 394 号	平成 6 年 1 月 24 日 要綱第 5 号
	平成 7 年 1 月 23 日	要綱第 3 号	平成 7 年 8 月 31 日 要綱第 66 号
	平成 8 年 1 月 24 日	要綱第 4 号	平成 8 年 7 月 30 日 要綱第 57 号
	平成 9 年 1 月 31 日	要綱第 19 号	平成 9 年 7 月 28 日 要綱第 76 号
	平成 10 年 1 月 19 日	要綱第 5 号	平成 11 年 1 月 28 日 要綱第 5 号
	平成 12 年 2 月 18 日	要綱第 6 号	平成 13 年 2 月 26 日 要綱第 14 号
	平成 14 年 3 月 1 日	要綱第 19 号	平成 15 年 2 月 24 日 要綱第 5 号
	平成 16 年 2 月 27 日	要綱第 18 号	平成 17 年 3 月 15 日 要綱第 13 号
	平成 18 年 2 月 5 日	要綱第 4 号	平成 18 年 3 月 1 日 要綱第 25 号
	平成 19 年 2 月 16 日	要綱第 13 号	平成 22 年 3 月 10 日 要綱第 24 号
	平成 23 年 3 月 31 日	要綱第 62 号	平成 24 年 1 月 26 日 要綱第 4 号
	平成 25 年 2 月 28 日	要綱第 11 号	平成 26 年 1 月 20 日 要綱第 4 号
	平成 27 年 2 月 19 日	要綱第 37 号	平成 27 年 3 月 27 日 要綱第 168 号
	平成 27 年 11 月 5 日	要綱第 496 号	平成 30 年 3 月 30 日 要綱第 96 号
	平成 30 年 10 月 1 日	要綱第 183 号	平成 31 年 3 月 6 日 要綱第 30 号
	令和元年 9 月 5 日	要綱第 293 号	令和 2 年 3 月 26 日 要綱第 17 号
	令和 3 年 11 月 29 日	要綱第 333 号	令和 5 年 9 月 1 日 要綱第 165 号
	令和 6 年 5 月 22 日	要綱第 220 号	令和 7 年 3 月 13 日 要綱第 37 号
	令和 7 年 10 月 29 日	要綱第 225 号	

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項の規定により児童の保育を行う特定保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。以下「保育所」という。）に対し、職員配置の充実および保育所の運営の安定化を図るための助成を行うことにより、児童の安全安心ならびに保育の質の確保および向上を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第 2 条 この要綱に基づく助成（以下「助成」という。）の対象となる保育所は、法第 24 条第 1 項の規定により児童の保育を実施し、かつ、支援法第 31 条第 1 項の規定による区長の確認を受け、適切な運営が確保されている保育所とする。

(助成の要件)

第3条 助成を受けようとする保育所は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 次に掲げる法令で定める職員の配置に関する基準（以下「基本職員配置」という。）を満たしていること。

ア 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日付内閣府告示第49号）第1条第14号に規定する基本分単価（以下「基本分単価」という。）に含まれる保育士の配置基準

イ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号。以下「都規則」という。）第16条および同条ただし書に規定する保育士の配置基準

ウ 保育所設置認可等事務取扱要綱（平成10年3月31日9福子推第1047号）第2の4の（1）に規定する職員の配置基準（ア（エ）から（コ）までを除く。）

(2) 基本職員配置に加え、1歳児に対する保育士の配置人数について、児童6人に対し1人以上から、児童5人に対し1人以上に改善（以下「1歳児配置改善」という。）を行うこと。

(3) 前2号に掲げる保育士の配置に当たっては、都規則附則第11項から第14項までに規定する特例（以下「保育士配置特例」という。）は適用しないこと。

(4) 0歳児が入所する保育所にあつては、常勤の看護師（准看護師および都規則附則第5項の規定により保育士とみなされる看護師を除く。）の1人以上の配置（以下「看護師配置」という。）を行うこと。この場合において、常勤の看護師は、原則として、1月当たりの勤務時間が160時間以上の職員とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、常勤の看護師を1人以上配置したものとみなす。

ア 保育所の職員に適用される就業規則等において、常勤の看護師の1月当たりの勤務時間が120時間以上と定められており、かつ、これを満たす職員を1人以上配置したとき。

イ 看護師であつて、1月当たりの勤務時間が160時間に満たない職員を2人以上配置することにより、看護師が配置されている時間が1月当たり160時間を超えるとき。

（助成の内容）

第4条 助成の内容は、次のとおりとする。

基本保育助成

(1) 基本保育運営費助成

児童1人当たりの標準的な運営コストと基本分単価との差額を包括的に補填するための助成

(2) 給食内容充実加算

児童に対する給食内容の充実を図るための助成

(3) 副食費加算

3歳以上児に係る副食費相当分の助成

(4) 保育教材費助成

保育教材の充実を図るための助成

事業費助成

(5) 延長保育充実加算

延長保育を実施している保育所に対する保育士1人分の人件費相当額の助成

(6) 特別支援保育加算

現に保育所に入所している児童で、区長が次のいずれかに相当すると認める程度の障害等を有するものが在籍する保育所の運営充実を図るための助成

ア 身体障害については、概ね身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害級別4級または5級程度。ただし、聴覚障害については、4級または6級程度。

イ 知能、社会性および運動機能の発達の遅れについては、概ね東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）別表1に定める判定基準の4度（軽度）または3度（中度）程度

ウ アおよびイに掲げるもののほか、疾病を有することにより、保育所で日常の集団保育を実施するに当たり特別な配慮が必要であると嘱託医、主治医等が認めること。

施設費助成

(7) 定員面積基準助成

施設の整備充実および安定的な維持運営を図るための助成

(8) 小破修理加算

保育所施設の小破修理等、施設の整備充実を図るための助成

(9) 保育設備改修等加算

老朽化した備品、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入、更新、改修等および熱中症対策としての冷暖房設備の設置等により、保育環境の向上等を図るための助成

人件費助成

(10) 看護師雇上費充実加算

保育所が看護師を雇い上げる際の内容の充実を図るための助成

(11) 事務職員雇上費加算

保育所が事務職員を雇い上げる際の内容の充実を図るための助成

(12) インフルエンザ予防接種費用助成

職員がインフルエンザの予防接種を受けることにより、保育所におけるインフルエンザの感染拡大を防止するための助成

その他助成

(13) 光熱水費高額負担施設助成

特殊条件による光熱水費高額負担施設に対する助成

(14) 停止児童助成

停止児童に係る運営費について保育所の運営の安定化を図るための助成

(15) その他特別助成

前各号に定めるもののほか、保育所の運営上特に必要とする経費に充当するための助成

(助成額および算定基準)

第5条 前条各号に規定する助成の金額（以下「助成額」という。）および算定基準等は、別表のとおりとする。

(助成の申請)

第6条 保育所の設置者（以下「設置者」という。）は、品川区特定保育所運営費等申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に助成の申請をするものとする。

(助成の決定)

第7条 区長は、前条に規定する助成の申請があった場合は、保育所の運営状況等を確認し、助成を行うことと決定したときは品川区特定保育所運営費等交付決定通知書（第2号様式）により、助成を行わないことと決定したときは品川区特定保育所運営費等不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請を行った設置者に通知するものとする。

(助成の条件)

第8条 区長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定による助成の決定（以下「助成決定」という。）に条件を付することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 区長は、助成決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、助成決定の全部もしくは一部を取り消し、または助成決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容を品川区特定保育所運営費等交付決定取消・変更通知書（第4号様式）により、当該申請を行った設置者に速やかに通知しなければならない。

(助成額の請求)

第10条 助成決定を受けた設置者は、品川区特定保育所運営費等請求書（第5号様式）により、速やかに助成額の支払を請求しなければならない。

(助成額の支払)

第11条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る助成額を当該設置者に支払うものとする。

(保護者負担の禁止)

第12条 設置者は、助成の対象となる事業に要する経費については、これを保護者

に負担させてはならない。

(指導および報告の徴収等)

第13条 区長は、助成の対象となった事業（以下「助成事業」という。）の円滑適正な遂行を図るため、その遂行に関し、設置者または施設長（以下「設置者等」という。）に対し必要な指導を行うことができる。

2 区長は、必要に応じて、設置者等に対し運営費の執行状況等について報告を求め、または助成事業の実施状況について検査することができる。

(決定の取消し)

第14条 区長は、設置者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 不正または虚偽の申請により助成を受けたとき。

(2) 助成額を第1条の目的以外に使用したとき。

(3) 助成事業の計画を縮小し、または廃止したとき。

(4) 第3条各号に規定する助成の要件を満たしていないとき。

(5) 第8条に規定する助成の条件に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の主旨に違反したとき。

2 前項の規定による助成決定の取消しの対象となる範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項各号（第4号を除く。）に該当するとき。 第4条各号に規定するすべての助成

(2) 前項第4号に該当する場合であって、次の区分に該当するとき。

ア 基本職員配置の要件を満たしていないとき。 第4条各号に規定するすべての助成

イ 1歳児配置改善または保育士配置特例の適用除外の要件を満たしていないとき。 第4条第1号に規定する基本保育運営費助成

ウ 看護師配置の要件を満たしていないとき。 第4条第10号に規定する看護師雇上費充実加算

3 第1項の規定による助成決定の取消しを行った場合における設置者への通知については、第9条第2項の規定を準用する。

(返還命令等)

第15条 区長は、第9条第1項または前条第1項の規定による助成決定の取消しを行った場合において、助成決定の当該取消しに係る部分について既に助成額が交付されているときは、当該取消しに係る部分の額の返還を命じるものとする。

2 区長は、前条第1項の規定による助成決定の取消しの対象となる事実を確認した場合において、なお設置者等がその状況を改善していないと認めるときは、助成の全部または一部を行わず、もしくは停止し、または助成額を減額することができる。

(違約加算金)

第16条 設置者は、前条第1項の規定により助成額の返還を命じられたときは、そ

の命令に係る助成額の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第17条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、設置者の納付した金額が返還を命じた助成額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた助成額に充てるものとする。

（他の補助金等の一時停止）

第18条 区長は、設置者に対し助成額の返還を命じ、設置者が当該助成額または違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

（書類の保存）

第19条 設置者は、助成事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿および助成の実施に係る収支に関する書類を当該助成を受けた日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

（消費税仕入控除税額の報告）

第20条 補助事業者は、一時保育事業助成に係る補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区特定保育所運営費等（一時保育）消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

- 2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

- 3 区長は、補助事業者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

（準用）

第21条 助成に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規

則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 私立保育所措置費区助成費支給に関する実施要綱は、廃止する。

付 則（昭和55年2月28日改正）

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

付 則（昭和55年3月27日改正）

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

付 則（昭和55年6月1日改正）

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

付 則（昭和55年10月1日改正）

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

付 則（昭和56年2月1日改正）

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

付 則（昭和56年6月29日改正）

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。
- 2 経過措置
昭和56年3月31日に保母資格を有しないで保育に従事している者であって、同年4月1日以降も引き続き、同一保育所に従事している者が別に定めるところにより区長の認定を受けた場合には、56年4月1日から3年間に限り、本要綱上の保母として扱う。

付 則（昭和57年1月19日改正）

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

付 則（昭和57年6月4日改正）

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

付 則（昭和58年7月21日改正）

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

付 則（昭和59年2月7日改正）

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

付 則（昭和59年7月10日改正）

- 1 この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 経過措置
昭和59年4月1日以降については、昭和59年3月31日に上記認定を受けているもので、次のいずれにも該当する者を対象とする。
 - ① 昭和59年4月1日以降、引き続き同一保育所で保母資格を有しないで保育に従事している者。
 - ② 講習会の終了者。
 - ③ 保母試験の受験資格取得に務める者。

付 則（昭和60年2月1日改正）

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

付 則（昭和60年6月7日改正要綱第284号）

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

付 則（昭和61年3月3日要綱第5号）
この要綱は、昭和60年7月1日から適用する。

付 則（昭和61年6月3日要綱第27号）
この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

付 則（昭和62年1月20日要綱第3号）
この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則（昭和62年6月10日要綱第41号）
この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則（昭和63年1月11日要綱第1号）
この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則（昭和63年6月3日要綱第25号）
この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

付 則（平成元年1月26日改正要綱第2号）
この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

付 則（平成元年7月7日改正要綱第44号）
この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

付 則（平成2年1月26日改正要綱第3号）
この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

付 則（平成2年2月28日改正要綱第6号）
この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

付 則（平成2年7月30日改正要綱第55号）
この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

付 則（平成3年3月 8日改正要綱第9号）
この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

付 則（平成3年7月11日改正要綱第50号）
この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

付 則（平成4年1月31日改正要綱第2号）
この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

付 則（平成4年6月29日改正要綱第53号）
この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則（平成5年1月30日改正要綱第5号）
この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則（平成5年7月14日改正要綱第394号）
この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則（平成6年1月24日改正要綱第5号）
この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則（平成7年1月23日改正要綱第3号）
この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則（平成7年8月31日改正要綱第66号）

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付 則（平成8年1月24日改正要綱第4号）
この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付 則（平成8年7月30日改正要綱第57号）
この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付 則（平成9年1月31日改正要綱第19号）
この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付 則（平成9年7月28日改正要綱第76号）
この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

付 則（平成10年1月19日改正要綱第5号）
この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

付 則（平成11年1月28日改正要綱第5号）
この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

付 則（平成12年2月18日改正要綱第6号）
この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則（平成13年2月26日改正要綱第14号）
この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則（平成14年3月1日改正要綱第19号）
この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則（平成15年2月24日改正要綱第5号）
この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則（平成16年2月27日改正要綱第18号）
この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則（平成17年3月15日改正要綱第13号）
この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則（平成18年2月5日改正要綱第4号）
この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則（平成18年3月1日改正要綱第25号）
この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則（平成19年2月16日改正要綱第13号）
この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則（平成22年3月10日改正要綱第24号）
この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則（平成23年3月31日改正要綱第62号）
この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則（平成24年1月26日改正要綱第4号）
この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則（平成25年2月28日改正要綱第11号）
この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則（平成26年1月20日改正要綱第4号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成27年2月19日改正要綱第37号）
この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則（平成27年3月27日改正要綱第168号）
この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成27年11月5日改正要綱第496号）
この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成30年3月30日改正要綱第96号）
この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則（平成30年10月1日改正要綱第183号）
この要綱は、平成30年10月1日から適用する。

付 則（平成31年3月6日改正要綱第30号）
この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則（令和元年9月5日改正要綱第293号）
この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

- 付 則（令和2年3月26日改正要綱第17号）
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
 - 2 改正後の品川区特定保育所運営費助成要綱第4条第7号および別表（7）の項の規定は、令和2年4月1日以後に在籍する児童に係る特別支援保育加算の助成について適用し、同日前に在籍する児童に係る特別支援保育加算の助成については、なお従前の例による。

付 則（令和3年11月29日改正要綱第333号）
この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則（令和5年9月1日改正要綱第165号）
この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則（令和6年5月22日改正要綱第220号）
この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則（令和7年3月13日改正要綱第37号）
この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則（令和7年10月29日改正要綱第225号）
この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

基本保育助成

（1）基本保育運営費助成

定員区分	施設長	年齢区分	単価	摘要
21～30人	設置	0歳児	123,060	管外受託児を除く。
		1歳児	4,740	
		2歳児	0	
		3歳児	0	
		4・5歳児	0	
31～40人	設置	0歳児	150,480	
		1歳児	23,370	
		2歳児	0	
		3歳児	0	
		4・5歳児	0	
41～50人	設置	0歳児	150,930	
		1歳児	26,420	
		2歳児	690	
		3歳児	0	
		4・5歳児	0	
51～60人	設置	0歳児	147,360	
		1歳児	33,280	
		2歳児	9,750	
		3歳児	200	
		4・5歳児	0	
61～70人	設置	0歳児	144,340	
		1歳児	37,200	
		2歳児	15,140	
		3歳児	6,050	
		4・5歳児	4,200	
71～80人	設置	0歳児	141,490	
		1歳児	39,570	
		2歳児	18,620	
		3歳児	9,880	
		4・5歳児	8,100	
81～90人	設置	0歳児	138,630	
		1歳児	41,050	
		2歳児	21,020	
		3歳児	12,570	
		4・5歳児	10,860	
91～100人	設置	0歳児	133,350	
		1歳児	43,590	
		2歳児	25,210	
		3歳児	17,300	
		4・5歳児	15,700	
101～110人	設置	0歳児	130,400	
		1歳児	43,500	
		2歳児	25,670	
		3歳児	18,120	
		4・5歳児	16,590	
		0歳児	128,660	
		1歳児	43,670	

111～120人	設置	2歳児	26,210
		3歳児	18,900
		4・5歳児	17,410
121～130人	設置	0歳児	126,680
		1歳児	43,610
		2歳児	26,520
		3歳児	19,440
		4・5歳児	18,000
131～140人	設置	0歳児	124,500
		1歳児	43,340
		2歳児	26,610
		3歳児	19,770
		4・5歳児	18,370
141～150人	設置	0歳児	123,720
		1歳児	43,510
		2歳児	26,970
		3歳児	20,250
		4・5歳児	18,870
151～160人	設置	0歳児	123,490
		1歳児	43,290
		2歳児	26,740
		3歳児	20,030
		4・5歳児	18,640
161～170人	設置	0歳児	122,560
		1歳児	43,320
		2歳児	26,950
		3歳児	20,360
		4・5歳児	19,000
171人以上	設置	0歳児	123,090
		1歳児	43,840
		2歳児	27,480
		3歳児	20,890
		4・5歳児	19,530

(2) 給食内容充実加算

年齢区分	日額単価	算定基準等	摘要
3歳未満児	277	・ 毎月1日現在の在籍児童1人当たり ・ 日額単価×児童数×開所日数	管外受託児を除く。
3歳以上児	288		

(3) 副食費加算

年齢区分	月額単価	算定基準等	摘要
3歳以上児	4,900	・毎月1日現在の在籍児童1人当たり	内閣府が定める副食費徴収免除対象子どもを除く。

(4) 保育教材費助成

月額単価	算定基準等	摘要
1,500	・毎月1日現在の在籍児童1人当たり	管外受託児を除く。

事業費助成

(5) 延長保育充実加算

月額単価
433,263

(6) 特別支援保育加算

時間区分	日額単価	摘要
6時間以内	8,250	・対象児童を介助する専従の職員を臨時的に採用したとき。 ・当該職員が勤務した日数に、左欄に掲げる時間区分に応じ定める日額単価を乗じて得た金額 ・1日当たりの勤務時間が4時間未満の日は対象外とする。
6時間超え 8時間以内	11,000	・同日に複数の職員が同一の対象児童を介助する場合は、1人の勤務時間は4時間以上とし、介助する時間の合計が8時間を超えるときであっても、左欄の日額単価を上限額とする。 ・管外受託児を除く（ただし、加算認定後、管外に転出した児童については引き続き加算の対象とする。）。

施設費助成

(7) 定員面積基準助成

年齢区分	建築標準単価 A	建築耐用年数 B	定員面積 C	月額単価
3歳未満児	250,000	50	定員数×3.3	$A \div B \times C \div 12$
3歳以上児			定員数×1.98	

(8) 小破修理加算

月額単価
20,830

(9) 保育設備改修等加算

事業区分	年額（上限）	摘要
保育環境向上事業費	1,029,000	・保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品やフローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新、改修等をした場合に適用する。 ・助成の対象となる施設は開設後10年以上を経過した保育所とする。ただし、設置者の変更等による新規開設、認可外保育施設からの移行等、開設する前にも当該施設において保育事業を行っていた場合は、当該保育事業を開始した時点を開始点とする。 ・当該補助を受け、修繕を行った設備等について再度補助を受ける場合は、修繕後10年を経過していること。
熱中症対策事業費		・熱中症対策として、冷房設備を設置し、または更新するための改修等を行う場合に適用する。 ・助成の対象となる施設は、区内の全ての保育所とする。 ・当該補助を受け、改修を行った設備等について再度補助を受ける場合は、改修後10年を経過していること。

人件費助成

(10) 看護師雇上費充実加算

0歳児定員	月額単価	摘要
15人未満	312,000	・15人以上の月額単価は、常勤の看護師を2人以上配置した場合に適用する。 ・0歳児が在籍しない保育所において、常勤の看護師を配置した場合も適用する。
15人以上	624,000	

(11) 事務職員雇上費充実加算

定員区分	月額単価	摘要
～40人	1,240	管外受託児を除く。
41～50人	990	
51～60人	820	
61～70人	700	
71～80人	610	
81～90人	550	
91～100人	490	
101～110人	440	
111～120人	410	
121～130人	370	
131～140人	340	
141～150人	320	
151～160人	300	
161～170人	290	
171人以上	270	

(12) インフルエンザ予防接種費用助成

単価	算定基準等	摘要
3,000	・インフルエンザの予防接種を受けた職員1人当たり（年1回）	・インフルエンザの予防接種に係る費用の額が3,000円より低い場合は、当該費用の額と同額とする。 ・助成の対象となる職員（以下「対象職員」という。）は、現に保育所に勤務する職員とする。 ・インフルエンザの予防接種を受ける期間（以下「対象期間」という。）は、10月から翌年1月までとする。ただし、区長が特別の必要があると認めるときは、他の月についても対象期間とすることができる。 ・保育所が費用を負担して、対象職員が対象期間内にインフルエンザの予防接種を受けたことが確認できる書類の写しを添付すること。

その他助成

(13) 光熱水費高額負担施設助成

年額	摘要
2,300,000	八潮中央保育園

(14) 停止児童助成

算定基準等	摘要
・内閣府が定める基本分単価および処遇改善等加算Ⅰの額と（1）基本保育運営費助成の単価の額の合計額	

(15) その他特別助成

算定基準等
区長が保育所の運営上特に必要と認める額

年 月 日

品川区特定保育所運営費等申請書

品川区長 あて

所在地

法人名

保育所名

代表者名

申 請 金 額

年度 月分

品川区特定保育所運営費等として、上記の金額を申請します。

第 年 月 号
日

品川区特定保育所運営費等交付決定通知書

法人名
代表者名 様

品川区長 印

年度 月分
品川区特定保育所運営費等について、下記のとおり決定します。

記

1. 施設名

2. 交付決定額

3. 内訳

第 年 月 日 号

品川区特定保育所運営費等不交付決定通知書

法人名
代表者名 様

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区特定保育所運営費等（ 年度
月分）については、下記の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

1. 施設名
-
2. 理 由
-

第 年 月 日 号

品川区特定保育所運営費等交付決定取消・変更通知書

法人名
代表者名 様

品川区長 印

（ 年 月 日付 第 号により通知した品川区特定保育所運営費等
（ 年度 月分）については、下記の理由により取り消し、または変更したので
通知します。
この取消しまたは変更に係る部分について、既に交付されている助成額の返還を下記の
とおり命じます。

記

1. 取消しまたは変更の理由

2. 返還する金額

金 円

3. 返還期限

年 月 日

年 月 日

品川区特定保育所運営費等請求書

品川区長 あて

所在地

法人名

保育所名

代表者名

印

請 求 金 額

年度 月分

品川区特定保育所運営費等として、上記の金額を請求します。

第6号様式（第20条関係）

年 月 日

品川区長 あて

施設名
施設所在地
補助事業者
所在地
役職名
代表者氏名

品川区特定保育所運営費等消費税仕入控除税額報告書

品川区特定保育所運営費等のうち、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1 確定申告年月日

2 決算期間

3 消費税および地方消費税の申告の有無

4 仕入控除税額の計算方法

5 消費税および地方消費税
の仕入控除税額

金

円

※積算根拠となる資料を添付してください。